

株式会社みずほ銀行

2022年5月9日

サステナブルサプライチェーンファイナンススキーム

ESG 評価本部

担当アナリスト：石渡 明

格付投資情報センター（R&I）はみずほ銀行のサステナブルサプライチェーンファイナンス（SSCF）スキームが「サステナビリティ・リンク・ローン原則」（SLL 原則）及び環境省「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020 年版」の「サステナビリティ・リンク・ローンに期待される事項」の趣旨に準じるものであることを確認した。オピニオンは下記の見解に基づいている。

■オピニオン概要

(1)KPI の選定

消費者向けの製品を生産する大企業などを調達者（バイヤー）として仕入先（サプライヤー）を中間製品から原材料まで遡るサプライチェーン全体の管理において、サステナビリティを高める取り組みが広がっている。みずほ銀行はこれまで顧客であるバイヤーのサプライチェーンの効率化のためにサプライヤーのバイヤーに対する売掛債権を裏付けとしたサプライヤー向けのファイナンススキーム（サプライチェーンファイナンス：SCF）を運営してきた。同行は今般バイヤーの要望を踏まえ、サプライヤーに環境・社会課題へ対処するインセンティブを与えるために、サプライヤーのサステナビリティに関するパフォーマンスがサプライヤーの調達金利に連動する仕組みを組み入れた SSCF スキームを新たに設計した。サステナビリティの評価にはフランスの専門評価会社エコバディス（EcoVadis）が提供する評点を利用する。この評点の水準が調達金利に連動するため、エコバディス評点が SLL 原則における KPI にあたる。評点はサプライヤーの環境・社会課題への対応状況を表すもので、バイヤーとの取引において重要な要素になっている。

(2)SPT の設定

サプライヤー、バイヤー、みずほ銀行の 3 者はエコバディス評点の客観性、透明性などを踏まえて金利に連動する目標を合意している。この目標が SLL 原則における SPT にあたる。目標はエコバディスの評価区分（上位 1%以内、5%以内など）を設定し毎年判定する。評価方法には業種の特徴のほか、国際機関、国、地方自治体、NGO などのステークホルダーの視点を取り入れている。目標はこのような比較感の組み合わせに基づいた設定と言える。サプライヤーの取り組みは客観的な根拠がなければ評価されないため、サプライヤーは目標達成に向けて具体的な行動が求められる。このような評価方法を踏まえて目標は全てのサプライヤーにとって野心的であり、目標を達成したサプライヤーには全体として社会的責任を果たす体制があると考えられる。

(3)ローンの特性

SCF においてサプライヤーの調達金利はスキームの特性上、基本的にバイヤーの信用力に依存するが、SSCF スキームでは目標を達成したサプライヤーの金利を優遇する。個別の資金調達は短期間だが、包括的に調達の枠組みを定める SSCF スキームの中で目標達成による金利優遇が規定されているため、サプライヤーにとって長期に渡り継続的に目標達成のインセンティブが働く。

(4)レポートニング

SSCF スキームではバイヤーとみずほ銀行はサプライヤーの評点区分を随時情報共有するように設計されている。エコバディスは評点と評価区分を一般に開示しない。

(5)検証

エコバディスはサプライヤーから独立した第三者である。エコバディスはサプライヤーが評価のために提出する資料に関して客観的な根拠の提出を求め、評価の基礎となる情報の信ぴょう性を担保している。

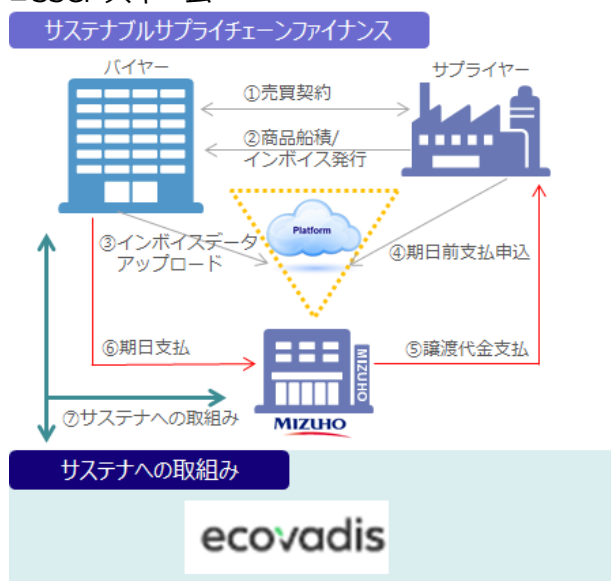
■オピニオンの位置づけ

SLL原則において借り手と金融機関間の十分なコミュニケーションが前提になっていることを踏まえると、SSCFスキームにおける個別のサプライヤー向けのファイナンスに関してSLL原則への適合性を評価することはできない。一方、バイヤーを起点として専門評価会社のサステナビリティ評価を活用する仕組みに関してSLL原則の各要素「KPIの選定」「SPTsの設定」「ローンの特性」「レポート」「検証」が求める特徴を生み出し得ることが確認できた。したがってR&IはSSCFスキームが「サステナビリティ・リンク・ローン原則」(SLL原則)及び環境省「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2020年版」の「サステナビリティ・リンク・ローンに期待される事項」の趣旨に準じるものであると判断した。

SSCFスキームの概要

- みずほフィナンシャルグループ(以下、みずほFG)は環境・気候変動への取り組み強化や2019年に署名した国連環境計画・金融イニシアティブ「責任銀行原則」等を踏まえ、サステナビリティの定義や基本的考え方・推進方法等を定めた「サステナビリティへの取り組みに関する基本方針」を策定し、グループ全体で戦略と一体的にサステナビリティへの取り組みを推進している。みずほ銀行はみずほFGの一員としてサステナビリティへ取り組むだけでなく、顧客におけるサステナビリティへの取り組みを支援することは重要な経営課題であると認識している。
- 消費者向けの製品を生産する大企業などをバイヤーとしてサプライヤーを中間製品から原材料まで遡るサプライチェーンの管理において、みずほ銀行はサステナビリティを高める取り組みを支援するため、新たにSSCFスキームを設計した。従来のサプライチェーン管理においては安定調達、品質管理、コスト管理、資金管理などへの対応が中心であり、みずほ銀行も金融機関として手形割引に始まり電子記録債権の買い取りなどに至るまで様々なサプライチェーンファイナンス(SCF)スキームを提供してきた。バイヤーの代金支払い能力に依拠して金融機関がサプライヤーに資金供給するSCFスキームはサプライチェーン上の資金効率を高める役割を果たしてきた。みずほ銀行はサステナビリティの観点からもバイヤーのサプライチェーン管理の取り組みを支援するために従前のSCFスキームを拡張して、サプライヤーのサステナビリティに関するパフォーマンスが調達金利(割引率)に連動する仕組みを導入した。これがSSCFスキームである。
- サステナビリティのパフォーマンス評価は、サプライチェーン管理において市場に広く浸透し数多くのバイヤーとサプライヤーが利用しているフランスの専門評価会社エコバディスの評価を用いる。

■SSCFスキーム



[出所：みずほ銀行]

いサプライヤーほどパフォーマンスが優秀で高い取引機会が見込まれる。0 点に近ければパフォーマンスはほとんど見込めず取引のリスクが高いとみなされる。45 点あたりでマネジメントシステムが確立した積極的な取り組みをするサプライヤーという位置づけになる。評点の分布では体制が確立している先が半数弱で、この中でも高水準のパフォーマンスが見込める先は全体の 5%に満たない。

- ・ マネジメントシステムがカバーする範囲は「環境」「労働と人権」「倫理」「持続可能な資材の調達」——の 4 つのテーマに分類され全部で 21 の分析基準で構成する。国連グローバル・コンパクトの 10 原則、国際労働機関協定、グローバル・レポーティング・イニシアティブ (GRI) の報告基準、ISO26000、CERES ロードマップ、国連ビジネスと人権に関する指導原則——などの国際的なサステナビリティの基準を踏まえた内容となっている。

■ 21 のサステナビリティ分析基準

環境	労働と人権	倫理	持続可能な資材調達
(事業活動) ・ エネルギー消費と温室効果ガス ・ 水 ・ 生物多様性 ・ 地域公害と汚染事故 ・ 原材料・化学物質・廃棄物 (製品) ・ 製品の利用 ・ 使用済み製品 ・ 顧客の健康と安全 ・ 環境に優しいサービスと持続可能な消費の促進	(労働) ・ 従業員の安全衛生 ・ 労働条件 ・ 社会対話 ・ キャリアマネジメントと教育 (人権) ・ 児童労働・強制労働・人身売買 ・ ダイバーシティ・差別・ハラスメント ・ 外部の利害関係者の人権	・ 腐敗行為 ・ 反競争的行為 ・ 責任ある情報管理	・ サプライヤーの環境慣行 ・ サプライヤーの社会慣行

[出所：エコバディスのウェブサイト]

- ・ サステナビリティの分析基準はサプライヤーの事業活動、企業規模、拠点の所在地に応じて適用の是非を判断する。総合評点は 4 つのテーマの加重平均で算出する。テーマのウエートは業種特性を勘案して設定する。

③ 評価プロセス

- ・ 評価は収集した情報に基づき上記のスコアリング方法に基づいて決定される。サプライヤーはオンラインの質問票に回答を入力する。エコバディスはサプライヤーに回答を証明する書類の提出を求める。証明書類を分析して信ぴょう性が確認できた情報のみに基づいてスコアリングする。
- ・ スコアリングにはステークホルダーが発信する非難、論争、社会的争議、革新的な企業慣行などの見解を加味する。NGO、労働組合、国際機関、地方自治体などが発信する情報の確認や CSR ネットワーク、専門情報機関を活用して幅広く最新の情報を収集する。情報源は世界中で数千に及ぶ。
- ・ エコバディスは証明書類の分析、ステークホルダーの見解の分析、スコアリングと検証などについて、それぞれ専門のアナリストを配置して業務効率と専門性を追求している。

(2) 指標の重要性

① バイヤー

- ・ みずほ銀行の SSCF スキームの一義的な顧客はバイヤーである。従前の SCF スキームと SSCF スキームはいずれもバイヤーの仕入れ代金の支払い能力に依拠するために与信管理はバイヤーに対して実施する。バイヤーはサプライチェーン上の資金管理の起点として役割を果たしてきたが、サステナビリティの取り組みにおいても起点となる。主要な製品市場や金融市場との関わりが強大な企業はグローバルに広がる様々な環境・社会問題への対応に取り組む。サプライチェーン管理においては森林破壊、温室効果ガスの排出、水資源の枯渇、生物多様性の損失などの環境問題や児童労働、強制労働、情報セキュリティなど社会問題への対処が求められている。バイヤーはサステナビリティ評点を指標

としてこのような課題の解決に向けた管理手法に位置付ける。

② サプライヤー

- ・ みずほ銀行は従前の SCF スキームを通じて大小様々なサプライヤーに対して資金管理の手段を提供してきた。サプライヤーはそれぞれが直面する環境・社会課題へ日々対応しているが、バイヤーから要請されるサステナビリティへの対応はバイヤーとの取引を継続する観点から優先度が高い。取り組みにかかる様々な負担がある中で、サプライヤーはサステナビリティ評価を受けることによってバイヤーの課題解決の方向性を認識できるとともに、わかり易く汎用性がある評点を通じて取り組むべき課題を明確にすることができる。

2. SPT の設定

(1) 目標の概要

- ・ サプライヤー、バイヤー、みずほ銀行の 3 者はエコバディスの評点の客観性、透明性などを踏まえて割引率に連動する目標を合意している。この目標が SLL 原則における SPT にあたる。
- ・ 目標はエコバディスコアの評価区分（上位 1%、上位 5% など）を設定し、毎年達成状況を判定する。

(2) 目標の野心性

① 目標の水準感

- ・ エコバディスコアの評点は確立した評価手法に基づく絶対評価であるが、目標とする評価区分は評価対象企業の中の相対的な位置づけとなるため、業界他社の動向などが反映される。業種間の水準は業種の特徴を踏まえて調整されている。評価方法には国際機関、国、地方自治体、NGO などのステークホルダーの視点を取り入れている。これらの視点は科学的な知見に基づくものも含まれる。目標はこのような比較感の組み合わせに基づいた設定と言える。

② SPT 目標の達成手段と不確実性要素

- ・ 評価方法の透明性が高いため、サプライヤーは目標達成に向けて着実に取り組むことができる。取り組みの結果は客観的な根拠がなければ評価されない仕組みであることから、サプライヤーの施策にはより具体的な行動が求められる。
- ・ 個々の施策は事業環境の様々な要因により計画通りに進まないことがある。

③ 目標の野心性

- ・ 目標は水準感から見て全てのサプライヤーにとって野心的と言える。目標達成の不確実性は各社固有のものあれば、地域や業種によるもの、国際社会に共通するものがあり得る。幅広く客観的な情報に基づいて評価される仕組みによって、サプライヤー間での野心性の度合いの差が大きくなるように設計されている。
- ・ 評価は関連するステークホルダーの視点を幅広く取り入れ、ネガティブな影響がある場合には評価に反映される仕組みになっているため、サプライヤーが目標を達成できているときにはネガティブな影響が管理され全体として社会的責任を果たす体制があると考えられる。

(3) 目標の妥当性

- ・ 目標はバイヤーのサステナビリティ方針に基づく取り組みを背景とした外部評価の水準に設定している。外部評価はサプライヤーから取り組みの根拠となる情報の入手を前提としている。目標の設定はサプライヤーによる申告の不確実性を低く抑えた妥当な内容と言える。

3. ローンの特性

- ・ SCF においてサプライヤーの資金調達割引率はスキームの特性上、バイヤーの信用力に依存する。バイヤーとサプライヤーとの取引関係に応じて割引率に差異が生じることがある。SSCF スキームではこのような割引率の設定に加えて、エコバディスコアの目標達成度に応じて割引率を優遇する。優遇幅に関してはサプライヤーによらず一定である。
- ・ 個別の資金調達は短期間だが、包括的に調達の枠組みを定める SSCF スキームの中で目標達成による割引率の優遇が規定されているため、サプライヤーにとって長期に渡り継続的に目標達成のインセンティブが働く。

4. レポーティング

- ・ SSCF スキームの中でバイヤーとみずほ銀行はサプライヤーの評点区分を随時、情報交換するように設計されている。
- ・ エコバディスコアは評点と評価区分を一般に開示しない。エコバディスコアと契約したバイヤーとサプライヤーは評価区分を閲覧することができる。評価区分はサプライヤーが一般に開示することがある。

5. 検証

- ・ エコバディスコアはサプライヤーから独立した第三者である。エコバディスコアはサプライヤーが評価のために提出する資料に関して客観的な根拠の提出を求め、評価の基礎となる情報の信ぴょう性を担保している。

以上

【留意事項】

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見です。R&I はセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&I はセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&I がその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&I は、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&I は、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&I は、R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&I に帰属します。R&I の事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&I は 2016 年に R&I グリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017 年から ICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018 年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&I の評価方法、評価実績等については R&I のウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esp/index.html>）に記載しています。

R&I と資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。